

令和6年度 小牧市小規模保育事業者公募要項

1 趣旨

この要項は、安心して子育てができる環境を整備し、0歳児から2歳児の保育需要の受け皿の確保を図るため、「小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年小牧市条例第31号）の基準に準じて事業を行う小規模保育事業A型事業者を募集する。

2 事業の概要

(1) 募集する小規模保育事業の種類及び箇所数

小規模保育事業A型（定員19人）を4箇所程度

(2) 募集する区域

第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画に定める中部地区

(3) 事業内容

ア 小規模保育事業所の設置、管理及び運営

イ 保育士の配置及び育成（小規模保育事業に必要な研修を含む。）

ウ 利用者負担額等の受領

※小牧市は0歳児から2歳児の保育料の無償化を実施している。

エ 保育の提供

オ 食事の提供

カ 運営に必要な経理・労務事務

キ その他

(4) 開所日

月曜日から土曜日（国民の祝日及び休日、12月29日から1月3日を除く。）

ただし、日曜日及び祝日に休日保育をすることは可能とする。

(5) 開所時間

1日11時間以上（午前7時30分から午後6時30分の標準時間を基本とし、延長保育の実施を検討すること。）

(6) 小規模保育事業の実施場所及び開始日

募集する区域内にある以下の表のいずれかとする。

	実施場所	開始日
賃貸物件型	応募する事業者（以下「申請者」という。）が賃借する建物等	令和7年4月1日までに事業を開始するものとする。
自己所有物件型	①別表1に示す市が所有する土地で申請者が新たに建設する建物（別紙位置図参照） ②申請者が所有する又は賃借する土地で新たに建設する建物 ③申請者が所有する建物	国補助金（要項9参照）の内示日から1年を超えない日までに事業を開始するものとする。

3 申込み資格

申請者は、次に掲げる各号をすべて満たす者であること。

- (1) 原則として法人（政治的な目的のために結成された法人を除く。）であること。ただし、申請者が次号イに該当する個人である場合、事業の開始日までに法人格を有すること。
- (2) 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 申請時に、愛知県内で認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所又は児童福祉施設を運営していること。
 - イ 申請時に、小牧市認可外保育施設保育委託事業実施要綱（平成22年3月31日21小字第1739号）の規定により委託契約を締結していること。
- (3) 事業を実施する施設の確保が確実に見込まれること。事業予定物件の賃借、土地の取得又は賃借を予定している場合は、申請時に、取得又は賃借が確実に見込まれる根拠として契約書又は確約書（保育施設として使用する旨の同意がわかるもの。）の写しを提出すること。
- (4) 事業を実施するために以下に掲げる経済的な基礎などがあること。
 - ア 小規模保育事業運営費の概ね2ヶ月分以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - イ 直近の会計年度において、小規模保育事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない等財務内容が適正であること。
 - ウ 当面の支払に充てるために十分な資金を、安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）で保有していること。
- (5) 申請者及び申請者が現に運営している施設について、過去2年に実施された所管庁等による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告が行われている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
- (6) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。
- (7) 本市の保育行政をよく理解し、積極的に協力すること。
- (8) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）に基づく排除対象者でないこと。
- (9) 事業実施にあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- (10) 次の条件のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当している者。
 - イ 小牧市から指名停止措置を受けている者。
 - ウ 申請者（申請者が申請時点で個人である場合、開設の日までに設立する

法人の代表者)が、法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税若しくは市町村民税を滞納している者。

4 小規模保育施設等の基準

申請者は、「小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小牧市条例第30号）（以下「基準条例」という。）の基準を順守するものとし、小規模保育事業所の設置にあたっては次の各号に適合すること。

(1) 実施場所は、1階が望ましい。

※ 昭和56年新耐震基準に基づき設計された建物であるなど、応募時点で耐震に関して安全性が確認されていること。（昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合、耐震診断により耐震性があることが確認されている建物又は耐震補強工事を実施済みである建物に限る。）

※ 本事業で使用可能な物件は、独立した区画で専用設備を有する物件とする。

※ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設置する場合は、基準条例第28条第7号に定める要件に該当すること。

(2) 必要設備

保育室等	0歳児及び1歳児一人あたり3.3㎡を確保すること。 2歳児一人あたり1.98㎡を確保すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場所の面積は、2歳児の定員×3.3㎡以上あること。屋外遊技場が敷地内に設けられない場合、公園、空き地、寺社境内等、児童の屋外遊戯場が近隣にあること。
調理設備	防火上支障がなく、衛生的な調理設備を有すること。
沐浴室	沐浴できる設備を確保すること。（浴室可）
便所	衛生的な便所を有すること。

(3) 賃借料

地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(4) 設置必要備品

電話・ファックス、パソコン（インターネットに接続され、本市からのメール等を受信できるもの。）、プリンター、エアコン、棚、冷蔵庫、調理設備との柵等

(5) 配慮事項

改修にあたっては、児童の安全確保、採光・衛生・換気、シックハウス、アスベストの使用状況、ユニバーサルデザイン等に関して十分に配慮すること。また、保護者の自動車による送迎を考慮することが望ましい。

(6) その他

ア 本市職員が、選考の際に実施場所を現地調査する場合がある。

イ 消防法における防火設備等の対応ができる建物であること。事業の実施

における必要な設備等について、小牧市消防本部予防課と事前に相談すること。

5 自己所有物件型の留意事項

自己所有型の場合、小牧市が所有する土地又は申請者が所有若しくは賃借する土地に、申請者が自ら小規模保育事業所を建設する方法と、申請者がすでに所有している建物を改修する方法にて小規模保育事業を運営するものとする。

施設の整備にあたっては以下の点に留意すること。

- (1) 近隣に有効な公園等がある場合であっても、敷地内に屋外遊技場を設けるよう努めること。
- (2) 送迎時に周辺の交通を妨げないよう、適正に駐車場を設けること。
- (3) 市から貸与する土地は筆単位とする。
- (4) 無償貸与の条件は下記のとおりとする。
 - ア 土地の貸付けは、「小牧市財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関する条例（昭和 39 年小牧市条例第 15 号）」及び「小牧市財産管理規則（昭和 39 年小牧市規則第 12 号）」の規定により行うものとし、本市と事業者において土地使用貸借契約書を締結するものとします。
 - イ 土地の貸付料は無償とし、貸付期間は国補助金（9 参照。）の内示日が属する月から 30 年間とする。ただし、当該地域の保育需要等を勘案し、本市と事業者が協議した上で更新できるものとします。
 - ウ 本市は土地の貸付けに次の条件を付すものとし、事業者はこれを遵守しなければならないものとします。
 - ① 第三者へ転貸しないこと。
 - ② 小規模保育事業所の設置・運営以外の目的に使用しないこと。
 - ③ 現状での引き渡しとすること。
 - ④ 適正に維持管理し、その費用（第三者に損害を与えた場合の賠償費用等を含む）を負担すること。
 - ⑤ 土地に対する抵当権等の権利の設定は認めないこと。
 - ⑥ 事業者が整備した建物に抵当権等の権利を設定する場合は、あらかじめ市の承諾を得ること。
 - ⑦ 貸付期間が満了したときは、速やかに原状回復を行い、土地を明け渡すこと。
- (6) 別表 1 に示す市が提示した土地の現地説明会等を行わない。現場を確認する場合は、事前に幼児教育・保育課へ報告のうえ、周辺の交通等の妨げとならないこと。
- (5) 建設又は改修に伴う建築基準法等の申請、許可等は事業者の責任において行うこと。

6 保育士の要件と配置

- (1) 小規模保育事業 A 型の配置基準を満たすこと。

(2) 保育時間中は、必ず複数の保育士で保育できる体制を整えること。

7 申請者の遵守事項

申請者は、次に掲げる各号を順守すること。

(1) 保育に関すること

ア 利用児童の健康・安全管理に細心の注意を払い、事故のない運営に留意すること。

イ 必要な医薬品、医療品を常備すること。また、救急の場合に備えてあらかじめ嘱託医を配置すること。

ウ 保育中における利用児童の事故に備えて、賠償責任保険に加入すること。

エ 保育の実施にあたっては、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じて、保育の計画を立て保育を行うこと。

オ 利用乳幼児の保育に関し、関係機関の必要な助言、指導に従い必要な改善を行うこと。

カ 月1回以上利用児童の身体測定を実施すること。

キ 児童の健康診断（歯科検診を含む。）を入所時及び年2回以上実施すること。

ク 火災警報器及び消火器を設置するとともに、消火訓練や避難訓練を月1回実施すること。

ケ 定期的に第三者評価を受審すること。

(2) 保育士に関すること。

ア 年1回、保育士に健康診断を受けさせること。

イ 保育士の資質向上に向けて、研修を積極的に実施すること。

ウ 雇用にあたっては、労働基準法など関係法令を遵守すること。

(3) 運営に関すること

ア 収支の状況を明らかにする帳簿を整理し、適正な会計管理をすること。

イ 業務上知り得た利用者等の個人情報等について業務以外に利用しないこと。

ウ 周辺の平穏な住環境に配慮すること。

エ ごみの処理については、事業系ごみとなることから家庭ごみとして排出することはできないので、適正に処理すること。

オ 使用済みおむつの施設内処分を実施すること。

(4) 食事に関すること

ア 利用児童に、あらかじめ作成された献立に従って食事の提供を行うこと。原則として、調理員を配置し、当該事業所内で調理すること。ただし、基準条例第16条に定めるとおり連携施設等からの搬入により行う場合はこの限りではない。

イ 調理に携わる者は、月2回の検便を実施すること。

(5) 設置に関すること

事業所の設置・改修にあたり、消防法、建築基準法、児童福祉法等関係法令を遵守すること。

(6) 地域とのかかわり

申請者は、近隣住民等に工事施工時の騒音、安全対策、保育の実施内容・整備計画等について事前及び決定後に適切に説明するよう努め、地域住民等の理解を得ること。

(7) 連携施設について

事業実施までに、保育内容の支援、安全計画の策定及び3歳以降の受入れを担う連携施設を確保すること。

8 入所児童

(1) 対象児童

小牧市に在住し、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請に基づき、小牧市において子どものための教育・保育給付支給認定証を発行した0歳から2歳児（生後57日から満3歳に達した日以降最初の3月31日までの児童）

(2) 利用調整

保護者の申請に基づき、家庭状況、保育を必要とする時間及び頻度などを総合的に判断し、小牧市において利用決定する。なお、障がい児保育について、本市の受入体制に準じて保育士の加配を行い、障がいやアレルギーなどに個別に対応すること。

(3) 利用者負担

保育料は無料とする。ただし、保育を提供するために必要な物品の購入や行事への参加費等を利用者に負担させることは妨げない。

9 開設準備費にかかる補助金の交付

小規模保育事業所の開設準備にかかる経費については、予算の範囲内において、補助金を交付する。各事業者が算出する事業費（概算）について、選定された以降に大幅な増額があった場合、増額された部分については補助の対象としない場合がある。

なお、開設準備費は、補助基準内において実績の4分の1は自己負担となる。補助対象外の経費や、補助対象項目のうち補助基準額以上のものについても、自己負担となる。

(1) 賃貸物件型の補助対象項目及び補助基準額・補助率

こども家庭庁所管「保育対策総合支援事業費補助金」に基づき、国及び市の予算の範囲内で補助を行う。なお、実際の補助基準額等については、国及び市の予算成立の状況や整備内容等によって変動する場合がある。

現在予定している内容及び金額の概要は以下のとおり。

項目	内容	補助基準額・補助率
①改修費	保育室等の安全対策等の改修費用	補助基準額 24,026千円 補助率 3/4 (補助金額上限 18,019千円)
②備品等購入費	エアコン・電話・ファックス等の備品や保育・事務に必要な消耗品の購入費用	
③賃借料 (新規契約に限る)	準備期間における家賃と駐車場の合計	
④礼金	事業所の賃借における礼金 ※敷金、保証金は含まない。	

(2) 自己所有物件型の補助対象項目及び補助基準額・補助率等

こども家庭庁所管「就学前教育・保育施設整備交付金」に基づき国及び市の予算の範囲内で補助を行う。なお、実際の補助基準額等については、国及び市の予算成立の状況や整備内容等によって変動する場合がある。

なお、令和6年4月現在、国は本補助金に関する令和6年度分の協議を予算不足のため受け付けておらず、協議再開の見通しはたっていない状況である。協議が再開され次第、補助金交付の手続きを行うが、場合によっては、令和7年度予算での協議（令和7年2月協議、4月内示、4月以降交付決定）となる可能性がある。

現在予定している内容及び金額の概要は以下のとおり。

項目	補助率	補助基準額等
本体工事費(都市部) +設計料 +開設準備費	3/4	本体工事費 +設計料加算(工事費×5%) +開設準備費加算 (補助金額上限：39,702千円)

※ 応募法人から提出された資料を基に本市が国と事前協議等を行うため、必要な書類作成等に協力すること。

※ 補助金の申請については、国への協議が再開され次第協議を行うことから、応募時点で建物計画や資金計画は十分精査した内容とすること。

(3) 施設改修等に係る留意点

ア 施工業者との契約及び必要な物品の購入等は、補助金の交付決定後に行うこと。

イ 開設準備にかかる補助を受けた小規模保育事業を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還を求める場合がある。

ウ 申請時から建物計画が変更となる場合、事前に市に図面等を提出し確認を受けること。

(4) 補助金の支払い

改修終了後、30日以内に実績を報告すること。補助金は、補助額を確定した後、請求後30日以内に支払うものとする。

1 0 給付費について

地域型給付については、国が定める公定価格に基づき給付費を支払う。
給付額は、地域区分、利用定員、認定区分による基本額（児童一人あたりの単価）と職員配置などによる加算額により決定する。

1 1 公募の手続き

(1) 受付期間

令和6年4月26日（金）～令和6年6月28日（金）

平日の午前9時から午後5時まで

但し、令和6年6月28日（金）は午後3時まで

※申し込み状況（件数）については、問い合わせがあれば、随時回答する。

(2) 受付場所及び問合せ先

小牧市役所 本庁舎2階

こども未来部 幼児教育・保育課 施設係

書類は、来庁前日までに連絡のうえ、持参により提出すること。

電話 0568-39-5529

FAX 0568-72-2340

メール hoiku@city.komaki.lg.jp

(3) 申請書類の提出

ア 提出書類

次の書類を提出すること。本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

番号	提出書類
1	小規模保育事業応募申請書（様式1）
2	小規模保育事業事業計画書（様式2）
3	小規模保育事業管理者及び職員配置調書（様式3）
4	物件の現況平面図、敷地現況図、建物配置図
5	施設周辺の地図（公園等も記載）、屋外遊技場として敷地外の公園等を利用する場合その写真（3枚程度）
6	事業所の平面図及び保育室のイメージ図（安全対策も含めて。改修後） 【自己所有物件型の場合】 予定建築物の立面図やパース等
7	賃貸する物件の概要（賃借料・共益費・礼金等含む）がわかるもの。（賃貸借契約書、不動産事業者発行の物件情報等） 新耐震基準を満たしていることが確認できる書類（新耐震基準の建築物においては確認済証及び検査済証、旧耐震基準の建築物においては耐震診断報告書（耐震性がある旨の報告書に限る。）又は耐震補強工事实施済みを証する書類）を含む

8	建物外観及び保育室として使用予定の現在の室内、設備のわかる写真等 【自己所有物件型の場合】敷地のわかる写真（3枚程度）
9	改修工事の工程、改修費の内訳、開設までのスケジュール
10	標準的な1日の職員の配置状況
11	法人等の定款・規約等
12	登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
13	収支予算計画書（様式4） ※残高証明書（応募一ヶ月以内に発行されたもの）を添付
14	令和3年度～令和5年度の決算書又は決算報告書・収支報告書等決算書に類する書類（損益計算書及び貸借対照表。個人の場合は確定申告提出書類）
15	直近の行政等による監査における指摘調書および改善報告（又は同趣旨の書類）の写し
16	市町村税について滞納の無いことの証明書（法人設立予定の個人での申請の場合は、代表者分）
17	土地又は建物を賃貸する計画の場合、賃貸人からの事業使用における同意書（写し）
18	加入する賠償責任保険の写し（予定の場合、補償内容のわかるもの）

※特記のないもの（4～10、16、17）については自由様式。

※自己所有物件型の敷地のわかる写真（8）について市の土地を利用した計画の場合、本要項参考資料を使用してもよい（添付は必要）。

※自己所有物件型の場合、補助金の協議に9の内容を使用するため、工事内容や必要な金額は十分精査すること。

イ 作成にあたっての注意事項

- ① 提出書類は、正本（1部）、副本（3部）の合計12部及びPDFデータで提出すること。
- ② 副本は、正本の写しも可とする。
- ③ 提出書類には、別添「提出書類一覧表」に示された番号ごとにインデックスをつけ、紐綴じ又はファイリングして提出すること。
- ④ 提出期限後は提出された書類の差替え又は再提出は認めない。（本市から指示があった場合を除く。）
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、補助金を支給しない場合がある。

ウ 提出書類の取扱い

- ① すべての提出書類は、小牧市情報公開条例に基づき、行政文書として情報公開の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする（ただし、法人・個人に不利益を与えると認められる部分は非公開）。
- ② 提出書類は、本公募における事業者の選定以外の目的では使用しな

い。

③ 提出書類は返却しない。

④ 提出書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は申請者が負う。

⑤ 提出書類のPDFデータについては、番号順になるよう各データのタイトルの頭を各書類の番号とし、CD-R等に書き込んで提出すること。

(5) 公募条件等に関する質疑応答

ア 質問の受付

令和6年5月13日（月）から令和6年5月17日（金）午後5時までの間に別紙質問書をファックス又はメールで幼児教育・保育課へ送信すること。送信後、必ず電話で送信した旨を伝え、幼児教育・保育課で受信したことを確認すること。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

イ 質問の回答

質問の受付期間に質問があった場合、質問及びそれらに対する回答は、令和6年5月24日（金）を目途に小牧市ホームページに掲載し回答する。

(6) 申請について

複数の応募は可能とするが、事業者等の選定にあたっては、応募状況等に基づき、同一法人等からの選定数に上限を設ける場合がある。

1.2 選定の方法

(1) 選定方法

小牧市小規模保育事業者選定委員会による書類審査を実施し選定する。また、審査にあたり、事業者の代表者等にプレゼンテーション（10分程度）及びヒアリング（15分程度）を実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングについては、対象事業者に対し別途通知を行う（令和6年7月上旬を予定。）。

公募数を超えない場合においても、審査の結果、「該当なし」とする場合がある。

(2) 選定方法

選定基準に基づき、審査項目ごとに採点を行い選定する。

(3) 選定結果と公表

事業者の決定は令和6年7月中旬を予定し、選定結果は応募法人等に文書で通知する。

また、小牧市ホームページ上にて選定された者の公表を行う。

電話等による問い合わせには応じない。

1.3 その他

(1) 無効になる申請

ア 次に該当する申請は、無効とする。

① 本公募要項に示した参加資格を有しない者のした申請

② 提出書類に虚偽の記載がされた申請

③ 本公募要項に示した提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した申請

イ 参加資格があることを確認された者であっても、事業者の選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当するものとする。

(2) 申請における書類作成等に関して必要となる一切の費用は、申請者の負担とする。また、選定の結果事業を実施できない場合に費用が発生した場合においても、申請者の負担とする。

(3) 書類の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式は自由。）により届け出るものとする。

(4) 書類の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

1.4 全体スケジュール

令和6年4月26日（金）	募集要項等の公表及び応募受付開始
令和6年5月13日（月）～17日（金）	質問書受付期間
令和6年5月24日（金）予定	質問書への回答
令和6年6月28日（金） ※午後3時まで	応募受付最終日
令和6年7月下旬	選定委員会（プレゼンテーション等）
令和6年8月中旬（予定）	審査結果通知
<賃貸物件型>	
令和6年9月以降（補助金交付決定後）	開設準備工事等
令和7年4月1日（火）までに	事業開始
<自己所有物件型>	
国の協議が再開され次第	国補助金協議申請
協議申請後概ね2ヶ月程度後	国補助金内示
国補助金内示後	開設準備工事等
国補助金内示日から1年を超えない日	事業開始

別表1（市が所有する土地）

	地番	面積
①-1	大字小牧原新田字樋下3220番	526.91 m ²
①-2	大字小牧原新田字樋下3222番	386.08 m ²
②-1	大字小牧原新田字樋下3233番	448.41 m ²
②-2	大字小牧原新田字樋下3234番	70.46 m ²
③	小牧南土地地区画整理事業8街区5-1 (大字北外山字桜井山838番5、838番9)	608.94 m ²